第二十一条第一項中「（乳児」を「（乳幼児」に改め、「看護師」の下に「、個別対応職員、家庭支援専門相談員」を加え、同項ただし書中「ただし」の下に「、乳幼児二十人以下を入所させる施設にあつては個別対応職員を」を加え、同条第三項中「、乳児」を「、乳幼児」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「おおむね乳児の数を一・七で除して得た数（その数」を「乳児及び満二歳に満たない幼児おおむね一・七人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上（これらの合計数」に、「七人）以上」を「、七人以上）」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3　心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4　心理療法担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第二十一条に次の一項を加える。

7　前項に規定する保育士のほか、乳幼児二十人以下を入所させる施設には、保育士を一人以上置かなければならない。

第二十二条第一項中「乳児十人未満」を「乳幼児十人未満」に改め、「看護師」の下に「、家庭支援専門相談員」を加える。

第二十三条の見出し中「の内容」を削り、同条第一項中「乳児の」を「乳幼児の心身及び社会性の」に、「発育」を「発達」に改め、同条第二項中「精神発達の観察及び指導、毎日定時に行う」を「乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な」に、「おむつ交換」を「排泄、沐浴」に、「及び安静並びに定期に行う身体測定のほか」を「、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握」に改め、同条に次の一項を加える。

3　乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

第二十四条中「（乳児」を「（乳幼児」に改める。

第二十四条の二中「乳児に」を「乳幼児に」に、「乳児や」を「乳幼児や」に改める。

第二十五条を次のように改める。

（関係機関との連携）

第二十五条　乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第二十六条第一号中「、調理場、浴室及び便所」を「及び相談室」に改め、同号ただし書を削り、同条第二号中「母子室は」の下に「、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし」を加え、同条第三号中「おおむね一人につき三・三平方メートル」を「三十平方メートル」に改め、同条第四号及び第五号中「乳児又は幼児」を「乳幼児」に改める。

第二十七条中「母子指導員」を「母子支援員」に、「、母子の生活指導」を「母子の生活支援」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の三項を加える。

2　心理療法を行う必要があると認められる母子十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

3　心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4　母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設の母子支援員及び少年を指導する職員の数は、それぞれ二人以上とする。

第二十八条（見出しを含む。）中「母子指導員」を「母子支援員」に改め、同条第四号中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削り、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　精神保健福祉士の資格を有する者

第二十九条の見出しを「（生活支援）」に改め、同条中「生活指導は」を「生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう」に、「及び助言」を「、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整」に改める。

第三十条を次のように改める。

（保育所に準ずる設備）

第三十条　第二十六条第四号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第三十三条第二項を除く。）を準用する。

2　保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。

第三十一条を削る。

第三十条の二中「児童家庭支援センター」を「児童の通学する学校、児童相談所」に、「児童の通学する学校、児童相談所」を「児童家庭支援センター、婦人相談所」に、「生活の支援」を「生活支援」に改め、第四章中同条を第三十一条とする。

第三十二条第八号ヘ、第三十四条及び第三十六条中「乳児又は幼児」を「乳幼児」に改める。

第三十八条第二項第五号イからニまで中「心理学」を「社会福祉学、心理学」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　社会福祉士の資格を有する者

第四十一条第一号中「居室」の下に「、相談室」を加え、同条第二号中「十五人」を「四人」に、「三・三平方メートル」を「四・九五平方メートル」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。

第四十一条第四号に次のただし書を加える。

ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

第四十二条第一項中「保育士」の下に「、個別対応職員、家庭支援専門相談員」を、「及び調理員」の下に「並びに乳児が入所している施設にあつては看護師」を加え、同項を同条第六項とする。

ただし、児童四十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

第四十二条第二項中「職業指導」を「実習設備を設けて職業指導」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3　心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4　心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。